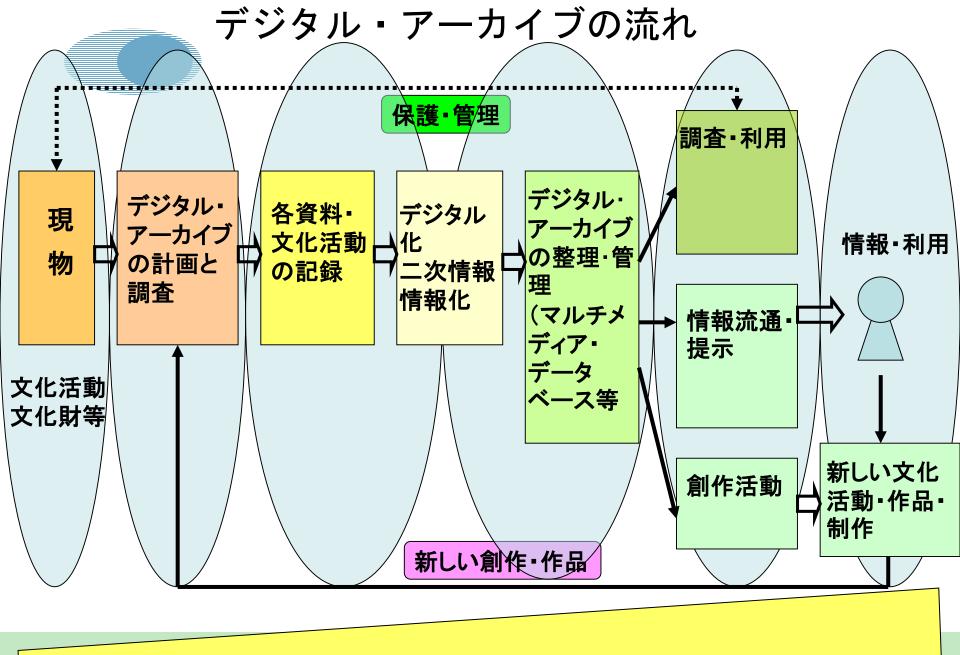
個人情報の保護と 知的財産権

デジタル・アーキビスト

【デジタル・アーカイブの構築と活用】

記録遺産を広い意味でとらえた知的財産について、社会的な必要性を十分に理解し、デジタル技術に対応しうる能力と知的財産権の処理や個人情報保護などプライバシーに配慮でき、人々の文化創造活動を支援できる人材

このような人材の育成には社会的要請がある。



知的財産権等の権利関係者の広がり



個人情報の理解と保護

個人情報保護法

個人情報とは(第2条)

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

個人情報保護に関する法律

情報通信技術の発展→ネットワーク上の大量の処理 高度情報化社会の進展 個人情報の有用性に配慮 個人の権利利益を保護



個人情報の取り扱い

個人情報

- 生存する個人を特定できるあらゆる情報 住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号 学歴、職業、健康状態
- 組み合わせることで個人と特定できる情報も含む インターネットなどを活用することで必然的に特定される場合など。



コンピュータで扱われるようになって、瞬時に大量の個人情 報が漏えいする事件も多発している。



個人情報の取り扱い

世界規模の個人情報保護のしくみが必要

● 世界各国で OECD8原則 にそった形で法律の整備 を進めている。

(例) 行政機関などが保有する個人情報 戸籍や住民票などは、知る権利を根拠に公開を請求し ても公開されない。

→法律や条例で保護されている。



OECD8原則

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン

個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



収集制限の原則

個人情報の収集は適法かつ公正な手段によるべきであり、かつ適当な場合には情報主体に通知又は同意を得て行うべき。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



情報の内容の原則

個人情報はその利用目的に沿ったものであるべきであり,かつ利用目的に必要な範囲内で正確,完全であり,最新に保たれねばならない。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



目的明確化の原則

収集目的は収集時より遅くない時期に明確化されなければならず、その後の利用は当該収集目的と矛盾せず、かつ明確化されたものに制限するべき。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



利用制限の原則

個人情報は情報主体の同意がある場合, または法律 の規定による場合を除き, 明確化された目的以外の使 用に供されるべきでない。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



安全保護の原則

個人情報は紛失・不正アクセス・破壊・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護すべきである。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



公開の原則

個人情報に係る開発,実施,政策は一般に公開されなければならない。また,情報管理者を識別,明示する手段が容易に利用できなければならない。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



個人参加の原則

個人は、自己に関する情報の有無を確認する権利を 持ち、また、自己に関する情報について異議申立がで き、異議が認められた場合には、情報の消去、修正、 完全化、補正させる権利を有する。



個人情報の取り扱い

OECD 8 原則

<1980 (昭和55) 年9月23日採決>



責任の原則

情報管理者は、以上の原則を実施するための措置に 従う責任を有する。



プライバシー保護の基本原則

OECD8原則をうけて1982年「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」

個人情報の取り扱い

OECD8原則との対応

- ① 収集制限の原則 1,3
- ② 利用制限の原則 4
- ③ 個人参加の原則 6,7
- ④ 適正管理の原則 2,5
- ⑤ 責任明確化の原則 8



プライバシーのコントロール

	伝統的プライバシー権	現代的プライバシー権
定義	ひとりにしておいてもらう 権利 みだりに私事を公開 されない権利	自分の情報をコントロール する権利
性質	ある個人情報が他人に知られたくないものであるか否かという情報の内容に対する保護	個人情報の収集・蓄積・利用・伝播といった情報の流れに対するコントロール権
対象	おもにマスメディア	個人情報処理を行う国家機 関や私的団体

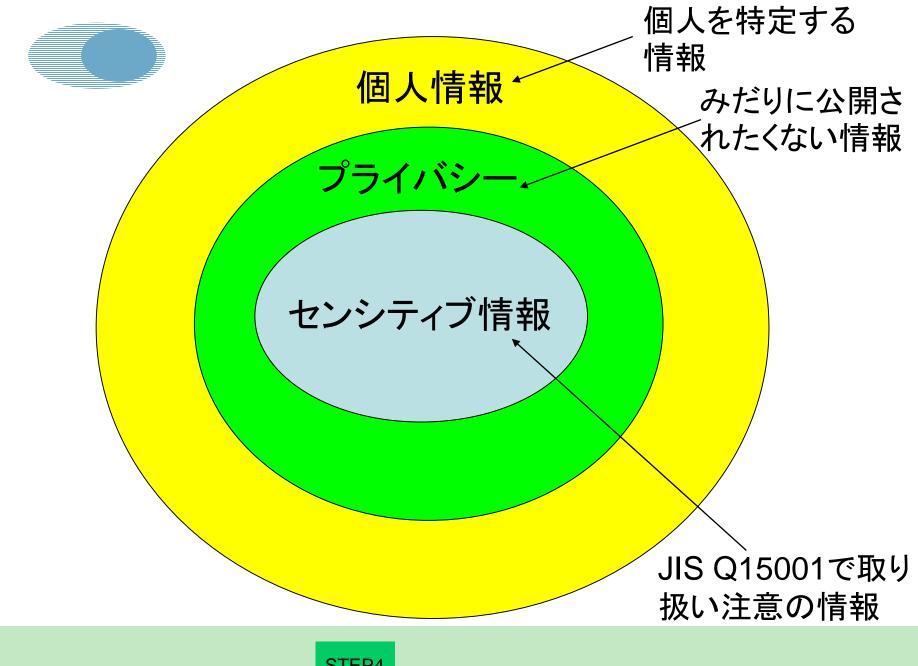


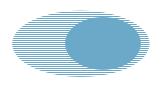
プライバシーと個人情報

個人情報

「氏名」「生年月日」「性別」「住所」、この四情報は、住民基本台帳から、誰もが容易に入手可能な情報であり「住民基本四情報」などと呼ばれている。これにより完璧に個人を特定できる。

これ以外にも「電話番号」「勤務先」「職業・職種」、「国籍・人種」「本籍」「家族構成」「学歴」「職歴」「結婚・離婚歴」「賞罰」「趣味・嗜好」「特技」「所得」「取引銀行・クジットカード番号」「信仰・宗教」「身長・体重」「血液型」「写真(肖像)」など、私たちは、多くの個人情報を持ち合わせている。





プライバシーと個人情報

センシティブ情報 JIS Q15001では、

- 1) 思想・信条・宗教に関する情報
- 2)人種・民族・出生地・本籍地・身体障害・精神障害・犯罪歴・社会的差別の原因となる情報
- 3)労働運動への参加状況
- 4)政治活動への参加状況
- 5)保健医療 などをセンシティブ情報とし,特段の必要がない限り取得しないことと している



人権の尊重とプライバシーの保護

情報の発信における注意

相手の存在をつねに意識

手軽に情報発信が可能

人権やプライバシーの侵害となる情報発信はしない

ネットワークの向こうには、多くの人がいる

相手を尊重する態度



情報の収集・発信と個人の責任

情報の信憑性を確かめよう

情報通信ネットワークの発達によって・・・

- ●情報操作や誤報による社会への影響はマスメディア だけの問題ではなくなってきた。
- 個人間のコミュニケーションが世界中に影響を与える可能性もある。



知的財産権の分類

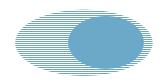
知的財産権

人間の知的な創造活動から 生まれたものに対する権利の総称

著作権

産業財産権

その他



知的財産権の分類

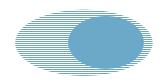
著作権

文化の発展を目的として、著作物を保護する権利公表権、氏名表示権、複製権、上映権、譲渡権等

作成された時点で,自動的に権利が発生する (無法式主義)

小説・脚本・映画・音楽・舞踊・美術品

建造物・写真・コンピュータプログラムなど



知的財産権の分類



著作権

著作権(財産権)

(複製権、公衆送信権、上映権、譲渡権)

著作者人格権

(公表権、氏名表示権、同一性保持権)

著作隣接権

実演家著作権

著作隣接権(財産権)



知的財産権の分類

産業財産権

特許権·実用新案権 意匠権·商標権

産業財産権の例

特許権

自然法則を利用した,新規性の ある,産業上有用な発明に対し て最大20年間与えられる独占権。

例 長寿命, 小型軽量化したリ チウムイオン電池に関する 発明。

意匠権

美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを最大15年間保護。

例 電話機をスマートな型にしたような形状や模様,色彩に関するデザイン。

(実用新案権

物品の形状・構造・組合せに関する考案(小発明)に対して最大6年間与えられる独占権。

例 コンパクトに電話機内に収容できるアンテナの構造に 関する考案。

商標槍

商品・役務に使用するマーク(文字・図形・記号など) を登録して保護。(10年ごとに更新可能)

例 電話メーカーが、自社製品 の信用保持のため、製品や 包装に表示するマーク。

特許庁に出願し、登録することにより権利が発生(方式主義)

STEP4

デジタル・アーキビストにとって知っておきたい情報モラル



肖像権の保護

知的財産権のほかにも

肖像権

個人の肖像利用に関する権利 人格的利益の保護

パブリシティー権

有名人の肖像利用に関する権利 経済的利益の保護

キャラクタ権

有名な人形や動物などの姿の経済的利益の保護



著作権の保護

文化の発展に関わる知的財産の保護

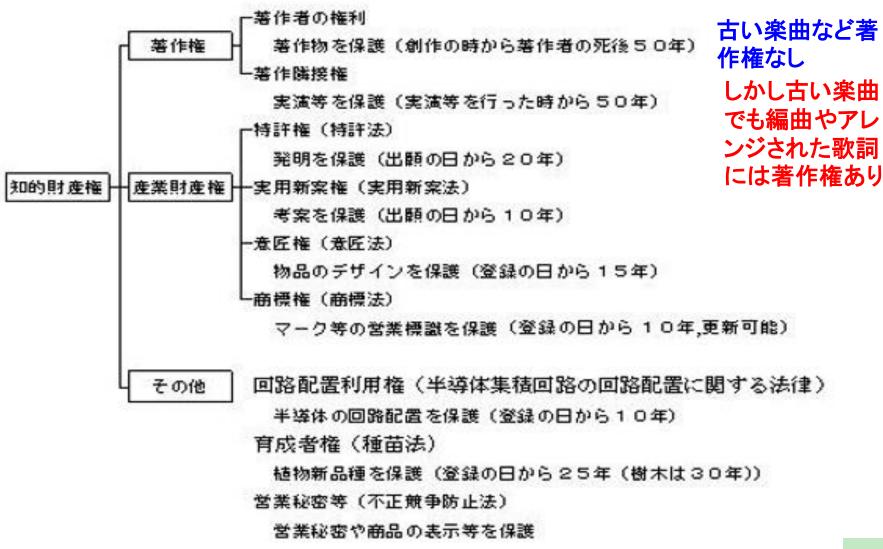
著作物とは

意思や感情を創作的に表現してつくられたもの

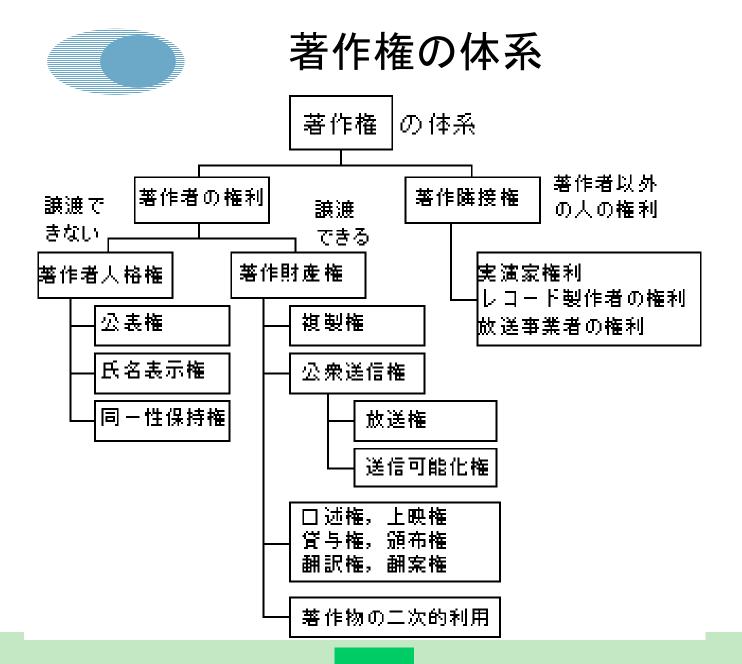
著作権法の目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。





http://www.bunka.go.jp/chosakuken/chitekizaisanken.htmlより引用



自画利用マーク

著作物を創った人が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、 その意思を表示するためのマーク



「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク
「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク



「障害者のための非営利目的利用」OKマーク 障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送 信,配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク (変更,改変,加工,切除,部分利用、要約,翻訳、変 形,脚色,翻案なども含まれます)



「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク あらゆる非営利目的利用を認めるマーク (変更,改変,加工,切除,部分利用,要約,翻訳,変 形,脚色,翻案なども含まれます)



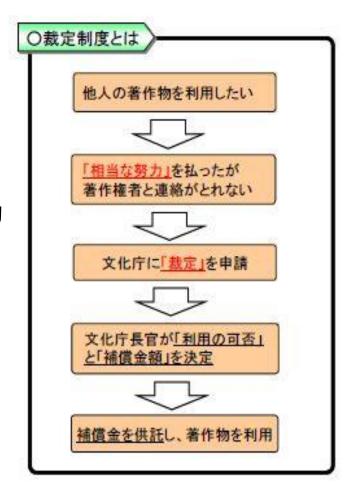
著作者不明の場合の対応

著作権者不明等の場合の裁定制度 (第67条)

【裁定制度】

著作権者不明等の理由により、相当な努力を払っても、著作権者に連絡できないときに、 文化庁長官の裁定により補償金を供託する ことによって著作物の適法な利用を可能とす る制度である。

有意義な著作物を活用するため





著作物の写り込みへの対応

写り込みとは、写真撮影や映像撮影において、他人の著作物を意 図せず取り込んでしまうこと

例1 撮影した写真のバックに他者が著作権を有する絵画などが写り込んでしまったものを公開した

例2 偶然に流れている音楽を同時にビデオ撮影した映像をアーカイブに取り込んで公開した

例のような場合の法的な根拠は, はっきりしていないが, 写り込みのある写真や映像の公開, 配布等は行わないのが賢明で ある。

デジタル・アーカイブに関する権利関係者

現物層 作品著作者 作品所有者

記録層作品著作者作品撮影者作品所有者

契約書を取り交わすこと の重要性

文化庁のWebページ

DB層 作品著作者 作品撮影者 作品所有者 DBプログラム開発者等

プレゼン 作品著作者 作品撮影者 コンテンツ制作者等 テーション 層 作品所有者 DBプログラム開発者等

利用層 作品著作者 作品撮影者 コンテンツ制作者等 作品所有者 DBプログラム開発者等 商品所有権者等

まとめ

デジタル・アーキビストとは

- □ 知的財産の創造、保護・管理、活用のサイクルで文化活動 を支える人材
- □ 芸術・文化に関する知識・理解と文化活動を支援する能力、多様な情報活用能力とデジタル化のスキル、法的理解と情報倫理に対する認識を身につけ、多様なデジタル・アーカイブ化の活動に対応できる人材

博物館、図書館、公文書館、学校、各種企業、生涯学習施設、地方自治体など多くの分野で必要とされる人材